

徳島県立総合大学校「県民企画講座」実施要領

平成20年11月 7日制定
平成21年 1月30日改正
平成22年 4月 1日改正
平成23年 5月 1日改正
平成24年 4月 1日改正
平成26年 6月 1日改正
平成30年 4月 1日改正
令和3年 4月 1日改正
令和5年 5月 8日改正
令和6年 4月 1日改正
令和7年 4月 1日改正

第1 目的

徳島県立総合大学校（以下「大学校」という。）の基本理念である「誰もが、いつでも、気軽に、参加できる、『学ぶ人が主役』『県民の自主的参加』」を実践するとともに、地域で活躍できる人材の育成を図るため、県民が自ら企画した講座の講師となり、大学校との協働により開催する「県民企画講座」（以下「講座」という。）の実施について定める。

第2 実施要件等

1 講師

「まなびーあ人材バンク」に登録している者又は登録する意志のある者であること。

2 内容

第1に定める目的に沿ったものであって、次の項目に該当しないものであること。

また、徳島ならではのユニークな視点や専門性のあるものがより望ましいこと。

(1) 特定の政党や宗教の宣伝または利害に関するもの

(2) 法令に違反する、もしくは違反の恐れのあるもの

(3) 営利を目的とするもの

(4) その他大学校の講座としてふさわしくないもの

3 実施期間等

選定日から選定日の属する年度の末日までのうち必要な期間とする。

ただし、1講座につき6か月間を限度とし、また、同一講師が同一会場を利用できるのは、原則として週2日以内とする。

4 実施場所

次の会場で実施することができる。ただし、施設の都合により利用できない場合がある。

施設名	所在地	会場	定員
自治研修センター	徳島市南庄町	まなびーあるーむ	20人
総合教育センター	板野郡板野町	まなびいルーム	18人
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町	中会議室	20人
南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町	大会議室	20人
		大会議室	50人
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町	中会議室	40人
		大会議室	20人
西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町	大会議室	20人

5 大学校の支援

大学校は、講座の開催に関して次の支援を行うこととする。

(1) 実施会場の無償提供

提供時間は原則として各施設の開館時間帯とする。

(2) 受講生の募集等についての広報支援

大学校及び県のホームページ等により行う。

(3) 県有施設の利用を希望する場合の申請支援

教え、学んだ成果の発表の場として使用する場合に支援を行う。

(4) その他大学校の基本理念に沿った支援

第3 講座の募集等

大学校事務局は、次のとおり講座の募集を行う。

(1) 実施期間が1日以上1か月未満

随時受付を行う。

(2) 実施期間が1か月以上6か月以内

前期（4月から9月まで）に実施予定の講座は1月、後期（10月から3月まで）に実施予定の講座は7月に、大学校ホームページ等において期間を定めて募集する。

なお、募集期間を経過し、各期の途中であっても、講座の実施状況に応じて随時受付を行う。

第4 応募

講座の開催を希望する者は、開催希望日の3週間前までに講座企画書（様式1）を大学校事務局へ提出すること。

ただし、大学校事務局が期間を定めて募集を行っている場合においては、指定の期日までに企画書を提出すること。

第5 講座の選定

大学校事務局は、提出された企画書を審査の上、講座の選定を行う。

審査段階においては、企画内容について補足説明等を求めるため、企画書提出者に対してヒアリングを実施する場合がある。また、企画書提出者が「とくしま学博士」に認定された者である場合は、優先的に取り扱う場合がある。

なお、選定にあたって、企画書提出者と協議の上、企画内容を一部変更することがある。

第6 講座の実施

講座の選定を受けた者は、大学校と連携しながら、受講者を募集し、講座の開催・運営を行うこととし、定員の範囲内において受講者の募集及び決定を行うこと。

第7 大学校への報告

講座を開催した者は、講座終了後速やかに、講座実績報告書（様式2）を大学校事務局へ提出すること。

複数日にわたる講座を開催した者については、大学校が指定する定期報告書も併せて提出すること。